



平成 29 年 6 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社すかいらく  
代 表 者 名 代表取締役社長 谷 真  
(コード番号：3197 東証第一部)  
問 合 せ 先 コーポレート・コミュニケーショングループ  
(TEL 0422-37-5310)

### 当社のその他の関係会社による当社普通株式の一部売却に関するお知らせ

平成 29 年 6 月 15 日の当社取締役会において、当社のその他の関係会社である Bain Capital Skylark Hong Kong Limited による当社普通株式の海外での一部売却（以下「本取引」といいます。）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

#### 記

- (1) 売 却 株 式 の 当 社 普 通 株 式  
種 類 及 び 数 売却株式の数は未定。なお、売却株式の数は、需要状況及び市場環境等を勘案した上で、下記（4）記載の売却価格等決定時点に決定される。
- (2) 売 主 Bain Capital Skylark Hong Kong Limited
- (3) 売 却 方 法 海外市場（但し、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売却とし、Nomura International plc、Merrill Lynch Japan Securities Co., Ltd. 及び Morgan Stanley MUFJ Securities Co., Ltd. をジョイント・ブックランナーとする引受人（以下「引受会社」と総称する。）に、売却株式の全部を総額個別買取引受けさせる。
- (4) 売 却 価 格 未定（平成 29 年 6 月 15 日（木）から平成 29 年 6 月 16 日（金）午前 8 時（日本時間）までの間のいずれかの時点（以下「売却価格等決定時点」という。）に、需要状況等を総合的に勘案した上で、決定される。）
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売却価格と引受価額（Bain Capital Skylark Hong Kong Limited が引受人より 1 株当たりの買取金額として受け取る金額）との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 売却価格等決定時点から平成 29 年 6 月 16 日（金）午前 8 時（日本時間）。
- (7) 受 渡 期 日 平成 29 年 6 月 21 日（水）
- (8) 売却株式数、売却価格、その他本取引に必要な一切の事項の決定及び承認並びに本取引に係る細目事項の変更及び修正については、当社代表取締役又はその選任する代理人に一任する。

<ご参考>

1. 本取引の目的等

当社は、本取引により、更なる株主層の多様化および株式流動性の向上を図りたいと考えております。

当社は、Bain Capital Skylark Hong Kong Limited の保有する当社普通株式の売却の方法について協議してまいりましたが、平成 29 年 3 月に実施された当社普通株式の売却と同様、取引に係る公表と同日又はその翌営業日に売却価格が決定される本取引の方法が、当社の株価に与える影響が少ないと判断し、本取引の実施について取締役会で決議いたしました。

Bain Capital Skylark Hong Kong Limited によれば、Bain Capital Skylark Hong Kong Limited は今後もその保有する当社普通株式の売却を行う場合には、当社の株価への影響を最大限考慮する予定であるとのことです。

なお、本件に関して、安定操作は行われません。

2. ロックアップについて

本取引に関連して当社及び Bain Capital Skylark Hong Kong Limited が引受会社と締結した契約には、平成 29 年 6 月 15 日から同年 8 月 19 日までの期間を対象とするロックアップ条項が含まれております（なお、ジョイント・ブックランナーは、その裁量で当該合意の全部又は一部を放棄することが可能です。）。また、本取引に関連して、当社の株主である Bain Capital Skylark Hong Kong II Limited は、ジョイント・ブックランナーとの間で、上記と同様のロックアップに係る合意を行っているとのことです。

以 上

ご注意： この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。